

附属書二（第三章関係） 品目別規則

第一編 一般的注釈

この附属書に定める品目別規則の適用上、

- (a) 特定の項又は号の産品について適用する品目別規則又は一連の品目別規則は、次編の表の上欄に掲げる項又は号に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規則とする。
- (b) この附属書の中で、重量とは、統一システムに別段の定めがある場合を除くほか、乾燥重量をいう。
- (c) 次の定義を適用する。
 - (i) 「部」とは、統一システムの部をいう。
 - (ii) 「類」とは、統一システムの類をいう。
 - (iii) 「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。
 - (iv) 「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

- (d) 原産地に関する特定の品目別規則が(e)(i)から(iii)までに定める関税分類の変更（以下この附属書において「CTC」という。）に係る基準を用いて定められている場合には、当該品目別規則の対象である製品の生産に使用される各非原産材料については、適用されるCTCが行われることが要求される。CTCの要件は、非原産材料についてのみ適用する。
- (e) 次の略号を適用する。
- (i) 「CC」とは、特定の類、項又は号の製品への他の類の材料からの変更を示す。このことは、製品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの二桁番号の水準におけるCTC（すなわち、類の変更）が行われたことをいう。
- (ii) 「CTH」とは、特定の類、項又は号の製品への他の項の材料からの変更を示す。このことは、製品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの四桁番号の水準におけるCTC（すなわち、項の変更）が行われたことをいう。
- (iii) 「CTSH」とは、特定の類、項又は号の製品への他の号の材料からの変更を示す。このことは、製品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの六桁番号の水準におけるCTC

(すなわち、号の変更)が行われたことをいう。

(iv) 「QVC四〇」又は「QVC五〇」とは、それぞれ、第二十九条4(b)に定める計算式を用いて算定する原産資格割合が四十パーセント以上又は五十パーセント以上の産品であつて、その生産の最終工程が締約国において行われたものであることをいう。

(f) この附属書における記載は、二十七年一月一日に改正された統一システム（以下この附属書において「二十七年の統一システム」という。）に従つたものである。

(g) 第三十一条に規定する特定の割合であつて、産品の生産に使用される非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）の価額の総額又は総重量に関するものは、次のとおりとする。

(i) 統一システムの第二八類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に規定する産品については、当該産品の価額の十パーセント

(ii) 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に規定する産品については、当該産品の重量の七パーセント

注釈1 「非原産材料の価額」とは、第二十九条6の規定に従つて決定される価額をいう。

注釈2 「当該製品の価額」とは、第二十九条4(b)に規定する本船渡しの際額又は同条5に規定する
価額をいう。

(h) 統一システムの第二八類から第四〇類までの各級の適用上、

(i) 「化学反応」とは、一の工程（生化学的工程を含む。）であつて、分子内の結合を切断し、かつ、
新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構
造を有する分子を生ずるものをいい、次の事項を含まない。

(A) 水その他の溶媒への溶解

(B) 溶媒（溶媒水を含む。）の除去

(C) 結晶水の追加又は除去

(ii) 「精製」とは、不純物の削減又は除去の工程であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

(A) 存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程

(B) 一又は二以上の次の応用に直接適する産品をもたらす工程

(AA) 医薬用、医療用、化粧用、獣医用又は食品等級の物質

- (BB) 分析用、診断用又は実験用の化学品及び試薬
- (CC) マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分
- (DD) 特殊光学的用途
- (EE) 生物工学的用途
- (FF) 分離工程に用いる支持体
- (GG) 原子力等級用途
- (iii) 「異性体分離」とは、異性体の混合物からの一の異性体の単離又は分離の工程をいう。
- (iv) 「生物工学的工程」とは、次のいずれかのものをいう。
 - (A) 微生物又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養、交配又は遺伝子の改変
 - (B) 細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製
- (i) 統一システムの第五〇類から第五五類までの各類及び第六〇類の適用上、浸染し、又はなせんする工程については、二以上の次の作業を伴わなければならない。

- (1) 抗菌防臭加工
- (2) 防融加工
- (3) 防蚊加工
- (4) 抗ピル加工
- (5) 帯電防止加工、制電加工
- (6) しわ加工
- (7) 漂白
- (8) ブラッシング
- (9) バフ加工
- (10) 拔蝕加工しよく、オパール加工
- (11) カレンダ仕上げ
- (12) 圧縮収縮仕上げ
- (13) 防しわ加工

- (14) 蒸じゅう、デカタイジング
- (15) 消臭加工
- (16) イージーケア加工
- (17) エンボス加工
- (18) エメリ加工
- (19) 難燃加工
- (20) 植毛、フロック加工、電着加工
- (21) 発泡なせん
- (22) 液体アンモニア加工
- (23) マーセライズ加工
- (24) 制菌加工
- (25) 縮じゅう
- (26) モアレ仕上げ

- (27) 透湿防水加工
- (28) はつ油加工
- (29) オーガンジ加工
- (30) 減量加工
- (31) 芳香加工
- (32) リラックス処理
- (33) リップル加工
- (34) シュライナ加工
- (35) せん毛、シャリング
- (36) 防縮加工
- (37) ソイルガード加工（SG加工）
- (38) ソイルリリース加工（SR加工）
- (39) ストレッチ加工

- (40) 防ダニ加工
 - (41) UVカット加工
 - (42) ウォッシュ・アンド・ウエア加工 (W&W加工)
 - (43) 吸水加工
 - (44) 防水加工
 - (45) はっ水加工
 - (46) ウェットデカタイジング
 - (47) 防風加工
 - (48) 針布起毛
- (ii) 第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項、第五六・〇四項から第五六・〇九項までの各項、第五九・〇二項、第五九・一〇項、第五七類、第五八類及び第六〇類から第六三類までの各類の

適用上、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において、完全にカードされ、若しくはコームされ、紡績され、浸染され、若しくはなせんされ、製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされる非原産材料は、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(A) 当該他方の締約国又は当該第三国からの直接輸送

(B) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

(iii) 第六一類から第六三類までの各類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

(j)(i) 千九百九十六年十二月十三日の世界貿易機関の閣僚会議において採択された情報技術製品の貿易に

関する閣僚宣言の付表 A 又は B が対象とする産品であつて、締約国において他の産品を生産する材料として使用されるものについては、同閣僚宣言の付表 A 又は B が対象とする産品について適用される品目別規則にかかわらず、当該締約国の原産材料とみなすことができる。ただし、同閣僚宣言の付表 A 又は B が対象とする産品がいずれかの締約国において組み立てられる場合に限る。

(ii) (i)の規定は、第八五四一・一〇号から第八五四二・九〇号までの各号に分類される産品については、適用しない。

第二編 品目別規則

統一システムに基づく分類 (二十七年の統一システム)	品目別規則
-------------------------------	-------

第一部

第一類

〇一・〇一〇一〇一・〇六	C C
--------------	-----

第二類

〇二・〇一―一〇二・一〇

CC (第一類の材料からの変更を除く。)

第三類

〇三・〇一―一〇三・〇八

CC

第四類

〇四・〇一―一〇四・一〇

CC

第五類

〇五・〇一―一〇五・一一

CC

第二部

第六類

○六・〇一―〇六・〇四	C C
-------------	--------

第七類

○七・〇一―〇七・一四	C C
-------------	--------

第八類

○八・〇一―〇八・一四	C C
-------------	--------

第九類

○九〇一・一一―〇九〇四・一二	C C
○九〇四・二二―〇九〇四・三三	C C (第七類の材料からの変更を除く。)
○九・〇五―〇九・一〇	C C

第一〇類

一〇・〇一―一〇・〇八	CC
-------------	----

第一類

一一・〇一	CC (第一〇類の材料からの変更を除く。)
一一〇二・二〇	CC
一一〇二・九〇―一一〇三・一一	CC (第一〇類の材料からの変更を除く。)
一一〇三・一三	CC
一一〇三・一九―一一〇三・二〇	CC (第一〇類の材料からの変更を除く。)
一一〇四・一二	CC
一一〇四・一九	CC (第一〇類の材料からの変更を除く。)
一一〇四・二二―一一〇四・二三	CC
一一〇四・二九―一一〇四・三〇	CC (第一〇類の材料からの変更を除く。)

一一〇五・一〇一―二一〇六・二〇	CC (第七類の材料からの変更を除く。)
一一〇六・三〇	CC (第八類の材料からの変更を除く。)
一一・〇七	CC
一一〇八・一一―二一〇八・一二	CC (第一〇類の材料からの変更を除く。)
一一〇八・一三―二一〇八・一九	CC (第七類の材料からの変更を除く。)
一一〇八・二〇	CC (第六類又は第七類の材料からの変更を除く。)
一一・〇九	CC (第一〇類の材料からの変更を除く。)

第二二類

一一・〇一―一二・〇二	CC
一一・〇三	CC (第八類の材料からの変更を除く。)
一一・〇四―一二・一四	CC

第二三類

一三・〇一―一三・〇二	CC
-------------	----

第一四類

一四・〇一―一四・〇四	CC
-------------	----

第三部

第一五類

一五・〇一―一五・一〇	CC
一五・一一	CC (第一二類の材料からの変更を除く。)
一五・一二	CC
一五・一三	CC (第一二類の材料からの変更を除く。)
一五一四・一一―一五二五・二九	CC
一五二五・三〇	CC (第一二類の材料からの変更を除く。)

第四部

第一六類

一五・二〇―一五・二二	CC
一五・一七	CTH (第一五・一一項又は第一五・一三項の材料からの変更を除く。)
一五・一八	CTH (第一五・一一項、第一五・一三項又は第一五・三〇号の材料からの変更を除く。)
一五・一六・二〇	CTH (第一五・一一項、第一五・一三項又は第一五・三〇号の材料からの変更を除く。)
一五・一六・一〇	CC
一五・一五・九〇	CC (第一二類の材料からの変更を除く。)
一五・一五・五〇	CC
一六〇一・〇〇―一六〇二・四九	CC (第一類又は第二類の材料からの変更を除く。)
一六〇二・五〇	CC (第一類、第二類又は第一〇類の材料からの変更を除く。)
一六〇二・九〇	CC (第一類又は第二類の材料からの変更を除く。)

第一七類

一六・〇三一・一六・〇四	CC (第三類の材料からの変更を除く。)
一六〇五・一〇一・一六〇五・二九	CC (第三類又は第一〇類の材料からの変更を除く。)
一六〇五・三〇一・一六〇五・四〇	CC (第三類の材料からの変更を除く。)
一六〇五・五一一・一六〇五・六九	CC (第三類又は第一〇類の材料からの変更を除く。)

一七・〇一	CC (第一二類の材料からの変更を除く。)
一七〇二・一一一・一七〇二・一九	CC (第四類の材料からの変更を除く。)
一七〇二・二二〇	CC
一七〇二・三〇一・一七〇二・四〇	CC (第一二類又は第一二類の材料からの変更を除く。)
一七〇二・五〇	CC (第一二類の材料からの変更を除く。)
一七〇二・六〇一・一七〇二・九〇	CC (第一二類又は第一二類の材料からの変更を除く。)
一七・〇三	CC (第一二類の材料からの変更を除く。)
一七・〇四	CC

第一八類

一八・〇一―一八・〇六	CC
-------------	----

第一九類

一九・〇一	CC
一九・〇二	CC (第一〇類又は第一一類の材料からの変更を除く。)
一九・〇三	CC (第一一類の材料からの変更を除く。)
一九・〇四	CC
一九・〇五	CC (第一〇類又は第一一類の材料からの変更を除く。)

第二〇類

二〇・〇一―二〇・〇六	CC (第七類又は第八類の材料からの変更を除く。)
二〇・〇七	CC (第七類、第八類又は第一七類の材料からの変更を除く。)

二〇〇八・一一	CC (第一二類の材料からの変更を除く。)
二〇〇八・一九―二〇〇八・二〇	CC (第七類又は第八類の材料からの変更を除く。)
二〇〇八・三〇	CC (第七類、第八類又は第一七類の材料からの変更を除く。)
二〇〇八・四〇―二〇〇九・九〇	CC (第七類又は第八類の材料からの変更を除く。)

第二二類

二〇〇一・一一―二二〇一・二〇	CC (第九類の材料からの変更を除く。)
二〇〇一・三〇	CC (第一〇類又は第一九類の材料からの変更を除く。)
二一・〇二	CC
二二〇三・一〇	CC (第〇九・〇四項から第〇九・一〇項までの各項又は第一七・〇一項の材料からの変更を除く。)
二二〇三・二〇	CC (第七類又は第二〇類の材料からの変更を除く。)
二二〇三・三〇	CC
二二〇三・九〇	1 CTSH インスタントカレーその他のカレー調製品

第二二類

二二〇一・一〇一―二二〇二・一〇	CC
二二〇二・九一―二二〇二・九九	CC及びQVC四〇
二二一・〇三	CTH
二二一・〇四―二二・〇六	CC（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）
二二一・〇七	CC
二二〇八・二〇―二二〇八・三〇	CTH（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又はQVC四〇
二二〇八・四〇―二二〇八・六〇	CTH（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）

二二〇六・九〇	CC（第四類、第八類、第一〇類から第二二類までの各類、第一七類、第一九類、第二〇類又は第二九類の材料からの変更を除く。）
二二〇五・〇〇―二二〇六・一〇	CC（第四類又は第一九類の材料からの変更を除く。）
二一・〇四	CC（第七類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）
	2 その他のもの CC

二二〇八・七〇	C T H (第二二・〇七項の材料からの変更を除く。) 又は Q V C 五〇
二二〇八・九〇	
二二・〇九	<p>C C (第二九類の材料からの変更を除く。)</p> <p>1 合成清酒又は料理用酒 (みりん) C T H 及び Q V C 五〇</p> <p>2 果汁をもととした飲料であつて、アルコール分が一パーセント未満のもの C C (第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。)</p> <p>3 その他のもの C T H (第二二・〇七項の材料からの変更を除く。)</p>

第二三類

二二〇一・一〇	C T H
二二〇一・二〇	C C (第三類の材料からの変更を除く。)
二二〇二・一〇―二二〇二・五〇	C T H
二二〇三・一〇	C C (第七類の材料からの変更を除く。)
二二〇三・二〇―二二〇三・三〇	C C
二二〇四・〇〇―二二〇六・四九	C T H

二三〇六・五〇	CTH (第〇八・〇一項又は第一二・〇三項の材料からの変更を除く。)
二三〇六・六〇	CTH (第一二〇七・一〇号の材料からの変更を除く。)
二三〇六・九〇―二三〇八・〇〇	CTH
二三・〇九	CC及びQVC四〇

第二四類

二四〇一・一〇―二四〇一・二〇	CC
二四〇一・三〇	CTSH
二四・〇二―二四・〇三	CTH

第五部

第二五類

二五・〇一	CC
二五・〇二―二五・〇四	CTSH又はQVC四〇

二五・〇五―二五・〇六	CC又はQVC四〇
二五・〇七	CTSH又はQVC四〇
二五〇八・一〇	CC又はQVC四〇
二五〇八・三〇―二五〇八・六〇	CTSH又はQVC四〇
二五〇八・七〇	CC又はQVC四〇
二五・〇九―二五・一一	CTSH又はQVC四〇
二五一二・〇〇―二五二三・一〇	CC又はQVC四〇
二五一三・二〇―二五二四・〇〇	CTSH又はQVC四〇
二五一五・一一―二五二六・二〇	CC又はQVC四〇
二五一六・九〇	CTSH又はQVC四〇
二五・一七―二五・二二	CC又はQVC四〇
二五二三・一〇―二五二五・二〇	CTSH又はQVC四〇
二五二五・三〇	CC又はQVC四〇

第二六類

二五・二六	C T S H 又は Q V C 四〇
二五・二八	C T H 又は Q V C 四〇
二五・二九―二五・三〇	C T S H 又は Q V C 四〇

二六・〇一―二六・〇二	C T S H 又は Q V C 四〇
二六・〇三―二六・〇四	C C 又は Q V C 四〇
二六・〇五―二六・〇八	C T S H 又は Q V C 四〇
二六・〇九	C C
二六一〇・〇〇―二六一六・一〇	C T S H 又は Q V C 四〇
二六一六・九〇	C C 又は Q V C 四〇
二六・一七―二六・一八	C T S H 又は Q V C 四〇
二六・一九―二六・二一	C C 又は Q V C 四〇

第二七類

二七〇一・一一―二七〇一・一九	CC
二七〇一・二〇	CTH又はQVC四〇
二七・〇二―二七・〇三	CC
二七・〇四―二七・〇九	CTSH又はQVC四〇
二七一〇・一一―二七一〇・二〇	CTH又はQVC四〇
二七一〇・九一―二七一〇・九九	CC又はQVC四〇
二七・一一―二七・一五	CTSH又はQVC四〇

第六部

第二八類

二八〇一・一〇―二八〇四・五〇	CTH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行わ
-----------------	--

	<p>れること。</p>
<p>二八〇四・六一―二八〇四・六九</p>	<p>C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二八〇四・七〇―二八一三・九〇</p>	<p>C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二八一四・一〇</p>	<p>C C、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二八一四・二〇―二八四二・九〇</p>	<p>C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二八・四三</p>	<p>C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>

二八・四四―二八・五三

C T H、
Q V C 四〇又は
化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。

第二九類

二九〇一・一〇―二九〇五・四二

C T S H、
Q V C 四〇又は
化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。

二九〇五・四三―二九〇五・四四

C C (第七類、第一二類又は第一七類の材料からの変更を除く。)

二九〇五・四五

C C (第一五類の材料からの変更を除く。)

二九〇五・四九―二九〇五・五九

C T S H、
Q V C 四〇又は
化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。

二九〇六・一一

C C (第三三類の材料からの変更を除く。)

二九〇六・一二―二九一六・一四

C T S H、
Q V C 四〇又は

	<p>化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二九一六・一五</p>	<p>CC（第一五類の材料からの変更を除く。）</p>
<p>二九一六・一六一二九一八・一三</p>	<p>CTS H、 QVC 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二九一八・一四一二九一八・一五</p>	<p>CC（第七類、第一七類又は第二三類の材料からの変更を除く。）</p>
<p>二九一八・一六一二九二二・三九</p>	<p>CTS H、 QVC 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二九二二・四一二九二二・四二</p>	<p>CC（第一七類の材料からの変更を除く。）</p>
<p>二九二二・四三一二九二三・一〇</p>	<p>CTS H、 QVC 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二九二三・二〇</p>	<p>CC</p>
<p>二九二三・三〇一二九二四・二四</p>	<p>CTS H、</p>

	<p>QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二九二四・二五―二九二四・二九</p>	<p>CTH</p>
<p>二九二五・一一―二九三八・一〇</p>	<p>CTSH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二九三八・九〇</p>	<p>CTH</p>
<p>二九・三九</p>	<p>CTSH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>二九・四〇</p>	<p>CTH（第一七・〇二項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>二九・四一―二九・四二</p>	<p>CTSH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>

第三〇類

<p>三〇・〇一―三〇・〇三</p>	<p>C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>三〇・〇四</p>	<p>C T H (第三〇・〇三項の材料からの変更を除く。)、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>三〇〇五・一〇―三〇〇六・九一</p>	<p>C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>三〇〇六・九二</p>	<p>C C</p>

第三一類

<p>三一・〇一―三一・〇五</p>	<p>C T S H、 Q V C 四〇又は</p>
--------------------	--------------------------------

	化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
--	--

第三二類

三三〇一・一〇一三三〇一・二〇	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
三三〇一・九〇	C T S H
三三・〇二一三二・一五	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。

第三三類

三三〇一・一二一三三〇一・一九	C C (第八類の材料からの変更を除く。)
三三〇一・二四一三三〇一・二五	C T H

三三〇一・二九	CC (第八類の材料からの変更を除く。)
三三〇一・三〇一三三〇一・九〇	CTH
三三〇二一三三三・〇七	CTH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。

第三四類

三四・〇一	CTH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
三四・〇二	CTSH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
三四・〇三一三四・〇七	CTH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。

第三五類

三五・〇一	CC
三五〇二・一一―三五〇二・一九	CC (第四類の材料からの変更を除く。)
三五〇二・二〇―三五〇二・九〇	CC
三五・〇三―三五・〇五	CTH
三五・〇六―三五・〇七	CTH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。

第三六類

三六・〇一―三六・〇六	CTH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
-------------	---

第三七類

<p>三七・〇一</p>	<p>CC、 QVC四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>三七・〇二―三七・〇七</p>	<p>CTH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>

第三八類

<p>三八・〇一</p>	<p>CTS H、 QVC四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>三八〇二・一〇</p>	<p>CTH</p>
<p>三八〇二・九〇―三八〇四・〇〇</p>	<p>CTH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行わ</p>

	れること。
三八〇五・一〇	C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
三八〇五・九〇	C T S H又はQ V C 四〇
三八〇六・一〇―三八〇六・二〇	C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
三八〇六・三〇	C T S H
三八〇六・九〇	C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
三八・〇七―三八・〇八	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。

三八〇九・一〇	CTH（第一類又は第三五類の材料からの変更を除く。）
三八〇九・九一―三八二二・〇〇	CTH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
三八・二三	CC（第一五類の材料からの変更を除く。）
三八二四・一〇―三八二四・五〇	CTH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
三八二四・六〇	CC（第七類、第一二類又は第一七類の材料からの変更を除く。）
三八二四・七一―三八二四・九九	CTH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
三八・二五	第三八・二五項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第三八・二五項の産品へのCTCを必要としない。）。
三八・二六	CTH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行わ

第七部

第三九類

	れること。
--	-------

三九・〇一―三九・一三

CC、
QVC四〇又は
化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。

三九・一四―三九・二六

CTH、
QVC四〇又は
化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。

第四〇類

四〇〇一・一〇―四〇〇一・二九

CTSH、
QVC四〇又は
化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。

第八部

第四一類

<p>四〇〇一・三〇一四〇一・九〇</p>	<p>C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>四〇・一二</p>	<p>C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>
<p>四〇・一三一四〇・一七</p>	<p>C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。</p>

<p>四一・〇一―四一・一五</p>	<p>C C</p>
--------------------	------------

第四二類

四二・〇一―四二・〇六	CC
-------------	----

第四三類

四三・〇一―四三・〇四	CC
-------------	----

第九部

第四四類

四四・〇一―四四・〇三	CC
四四・〇四	CTH
四四・〇五	CC
四四・〇六―四四・一一	CTH
四四・一二	CTH (第四四・〇七項又は第四四・〇八項の材料からの変更を除く。)
四四・一三―四四・二一	CTH

第四五類

四五・〇一―四五・〇四

CTSH又はQVC四〇

第四六類

四六〇一・二一―四六〇一・九四

- 1 いぐさ産品
CC (第一四類の材料からの変更を除く。)
- 2 その他のもの
CC

四六〇一・九九―四六〇二・九〇

CC

第一〇部

第四七類

四七・〇一―四七・〇七

CTSH又はQVC四〇

第四八類

四八・〇一―四八・二三

C T S H 又は Q V C 四〇

第四九類

四九・〇一―四九・一一

C T S H 又は Q V C 四〇

第一部

第五〇類

五〇・〇一

C C

五〇・〇二―五〇・〇四

C T H

五〇・〇五―五〇・〇六

C T H (第五〇・〇五項又は第五〇・〇六項の材料からの変更を除く。)

五〇・〇七

C T H (第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。) 又は

	<p>産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五〇・〇七項の非原産材料が いづれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織 されること（第五〇・〇七項の産品へのCTCを必要としない。）。</p>
--	---

第五一類

五・一〇一―五二・〇四	C C
五・一〇五	C T H
五・一〇六―五一・一〇	C T H（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の材料からの変更を除く。）
五・一一一―五一・一三	<p>C T H（第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の材料からの変更を除く。） （第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該 非原産材料のそれぞれがいづれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国 において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は 産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五一・一一項から第五一・一 三項までの各項の非原産材料がいづれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国で ある第三国において完全に製織されること（第五一・一一項から第五一・一三項までの各 項の産品へのCTCを必要としない。）。</p>

第五二類

五二・〇一―五二・〇三	CC
五二・〇四―五二・〇七	CTH (第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の材料からの変更を除く。) ただし、第五二・〇三項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが いずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全にカードさ れ、又はコームされることを条件とする。
五二・〇八―五二・一二	CTH (第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の材料からの変更を除く。) (第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該 非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国 において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。) 又は 産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五二・〇八項から第五二・一 二項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国で ある第三国において完全に製織されること(第五二・〇八項から第五二・一二項までの各 項の産品へのCTCを必要としない。)

第五三類

五三・〇一―五三・〇五	CC
五三・〇六―五三・〇八	CTH (第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の材料からの変更を除く。)
五三・〇九―五三・一一	CTH (第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の材料からの変更を除く。) (第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該

第五四類

	<p>非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は 産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されること（第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の産品へのCTCを必要としない。）。</p>
--	---

五四・〇一―五四・〇六

CC

五四・〇七―五四・〇八

CTH（第五四・〇七項又は第五四・〇八項の材料からの変更を除く。）（第五四・〇一―第五四・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は
 産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されること（第五四・〇七項又は第五四・〇八項の産品へのCTCを必要としない。）。

第五五類

五五・〇一―五五・〇七

CC（第五四・〇一―第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）

五五・〇八一五五・一一

CTH（第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）。
ただし、第五五・〇六項又は第五五・〇七項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全にカードされ、又はコームされることを条件とする。

五五・一二一五五・一六

CTH（第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）
（第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は
産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績されること（第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の産品へのCTCを必要としない。）。

第五六類

五六・〇一一五六・〇三

CC（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。）

五六・〇四一五六・〇九

CC（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料の

第五七類

それぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績される場合に限る。）

五七・〇一―五七・〇五

CC(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)。ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績されることを条件とする。

第五八類

五八・〇一―五八・一一

CC(第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・〇九項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績される場合に限る。)

第五九類

<p>五九・〇一</p>	<p>CC(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)</p>
<p>五九・〇二</p>	<p>CTH(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)。ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績されることを条件とする。</p>
<p>五九・〇三―五九・〇九</p>	<p>CC(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)</p>
<p>五九・一〇</p>	<p>CTH(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)。ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五</p>

	<p>一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績されることを条件とする。</p>
<p>五九・一一</p>	<p>CCC(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)</p>

第六〇類

<p>六〇・〇一一六〇・〇六</p>	<p>CCC(第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。)又は 産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第六〇・〇一から第六〇・〇六項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全にメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされること(第六〇・〇一から第六〇・〇六項までの各項の産品へのCTCを必要としない。)</p>
--------------------	---

第六一類

<p>六一・〇一―六一・一七</p>	<p>CC(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされる場合に限る。)</p>
--------------------	--

第六二類

<p>六二・〇一―六二・一一</p>	<p>CC(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織される場合に限る。)</p>
<p>六二・一一</p>	<p>CC(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされる場合に限る。)</p>

六二・一三一六二・一七

CC(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織される場合に限る。)

第六三類

六三・〇一―六三・一〇

CC(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされる場合に限る。)

第一二部

第六四類

六四・〇一―六四・〇六

CC

第六五類

第一三部

六七・〇一	CC
六七・〇二―六七・〇四	CTSH又はQVC四〇

第六七類

六六・〇一―六六・〇三	CTSH又はQVC四〇
-------------	-------------

第六六類

六五・〇一―六五・〇二	CC
六五・〇四	CTH (第六五・〇五項の材料からの変更を除く。)
六五・〇五	CTH (第六五・〇四項の材料からの変更を除く。)
六五・〇六―六五・〇七	CC

第六八類

六八・〇一―六八・一五	CTSH又はQVC四〇
-------------	-------------

第六九類

六九・〇一―六九・一四	CTSH又はQVC四〇
-------------	-------------

第七〇類

七〇・〇一―七〇・一七	CTSH又はQVC四〇
七〇・一八	CC
七〇・一九―七〇・二〇	CTSH又はQVC四〇

第一四部

第七一類

第一五部

第七二類

七二・〇一	CC又はQVC四〇
七二・一八	CTSH又はQVC四〇
七二・一七	CTH（第七一・一三項から第七一・一六項までの各項又は第七一・一八項の材料からの変更を除く。）
七二・一六	CTH（第七一・一三項から第七一・一五項までの各項、第七一・一七項、第七一・一八項、第七一・〇一・二二号、第七一・〇二・三九号、第七一・〇三・九一号、第七一・〇三・九号又は第七一・〇四・九〇号の材料からの変更を除く。）
七二・一三―七二・一五	CTH（第七一・一三項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。）
七二・一二	CC
七二・〇二―七二・一一	CTSH又はQVC四〇
七二・〇一	CC

七二・〇二

CTH又はQVC四〇

七二・〇三

CC又はQVC四〇

七二・〇四

CC

七二・〇五―七二・二九

CTSH又はQVC四〇

第七三類

七三・〇一―七三・二六

CTSH又はQVC四〇

第七四類

七四・〇一―七四・〇三

CTSH又はQVC四〇

七四・〇四

CC

七四・〇五―七四・一九

CTSH又はQVC四〇

第七五類

第七六類

七五・〇一―七五・〇二	CTSH又はQVC四〇
七五・〇三	CC
七五・〇四―七五・〇八	CTSH又はQVC四〇

第七八類

七六・〇一	CTSH又はQVC四〇
七六・〇二	CC
七六・〇三―七六・一六	CTSH又はQVC四〇

七八・〇一	CTSH又はQVC四〇
七八・〇二	CC
七八・〇四―七八・〇六	CTSH又はQVC四〇

第七九類

七九・〇一	CTSH又はQVC四〇
七九・〇二	CC
七九・〇三―七九・〇七	CTSH又はQVC四〇

第八〇類

八〇〇一・一〇	CC (第二六類の材料からの変更を除く。)
八〇〇一・二〇	CTSH又はQVC四〇
八〇・〇二	CC
八〇・〇三―八〇・〇七	CTSH又はQVC四〇

第八一類

八一〇一・一〇―八一〇一・九六	CTSH又はQVC四〇
-----------------	-------------

八二〇一・九七	CC
八一〇一・九九―八一〇二・九六	CTSH又はQVC四〇
八一〇二・九七	CC
八一〇二・九九―八一〇三・二〇	CTSH又はQVC四〇
八一〇三・三〇	CC
八一〇三・九〇―八一〇四・一九	CTSH又はQVC四〇
八一〇四・二〇	CC
八一〇四・三〇―八一〇五・二〇	CTSH又はQVC四〇
八一〇五・三〇	CC
八一〇五・九〇―八一〇七・二〇	CTSH又はQVC四〇
八一〇七・三〇	CC
八一〇七・九〇―八一〇八・二〇	CTSH又はQVC四〇
八一〇八・三〇	CC

第八二類

八二・〇一―八二・一五	CTSH又はQVC四〇
八一〇八・九〇―八一〇九・二〇	CTSH又はQVC四〇
八一〇九・三〇	CC
八一〇九・九〇―八一・一〇・一〇	CTSH又はQVC四〇
八一〇・二〇	CC
八一〇・九〇―八一・二・二二	CTSH又はQVC四〇
八一・二・一三	CC
八一・二・一九―八一・二・二二	CTSH又はQVC四〇
八一・二・二二	CC
八一・二・二九―八一・二・五一	CTSH又はQVC四〇
八一・二・五二	CC
八一・二・五九―八一・三・〇〇	CTSH又はQVC四〇

第八三類

八三・〇一八三・一一

C T S H 又は Q V C 四〇

第一六部

第八四類

八四・〇一八四・八七

C T S H 又は Q V C 四〇

第八五類

八五・〇一八五・四八

C T S H 又は Q V C 四〇

第一七部

第八六類

八六・〇一八六・〇九

C T S H 又は Q V C 四〇

第八七類

<p>八七〇一・一〇一八七〇八・二九</p>	<p>CTSH又はQVC四〇</p>
<p>八七〇八・三〇</p>	<p>1 ブレーキ及びサーボブレーキ CTSH若しくは第八七〇八・三〇号のブレーキ及びサーボブレーキの部分品からの 変更又は QVC四〇</p> <p>2 ブレーキ及びサーボブレーキの部分品 CTSH又はQVC四〇</p>
<p>八七〇八・四〇</p>	<p>1 ギヤボックス CTSH若しくは第八七〇八・四〇号のギヤボックスの部分品からの変更又は QVC四〇</p> <p>2 ギヤボックスの部分品 CTSH又はQVC四〇</p>
<p>八七〇八・五〇</p>	<p>1 駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有する るか有しないかを問わない。）及び非駆動軸 CTSH若しくは第八七〇八・五〇号の駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、 伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。）及び非駆動軸の 部分品からの変更又は QVC四〇</p> <p>2 駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有する るか有しないかを問わない。）及び非駆動軸の部分品</p>

	<p>CTS H又はQVC四〇</p>
<p>八七〇八・七〇</p>	<p>CTS H又はQVC四〇</p>
<p>八七〇八・八〇</p>	<p>1 懸架装置（ショックアブソーバーを含む。） CTS H若しくは第八七〇八・八〇号の懸架装置（ショックアブソーバーを含む。）の部分品からの変更又は QVC四〇 2 懸架装置（ショックアブソーバーを含む。）の部分品 CTS H又はQVC四〇</p>
<p>八七〇八・九一</p>	<p>1 ラジエーター CTS H若しくは第八七〇八・九一号のラジエーターの部分品からの変更又は QVC四〇 2 ラジエーターの部分品 CTS H又はQVC四〇</p>
<p>八七〇八・九二</p>	<p>1 消音装置（マフラー）及び排気管 CTS H若しくは第八七〇八・九二号の消音装置（マフラー）及び排気管の部分品からの変更又は QVC四〇 2 消音装置（マフラー）及び排気管の部分品 CTS H又はQVC四〇</p>
<p>八七〇八・九三</p>	<p>CTS H又はQVC四〇</p>
<p>八七〇八・九四</p>	<p>1 ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス</p>

八七〇八・九五―八七―一六・九〇	<p>CTSH若しくは第八七〇八・九四号のハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックスの部分品からの変更又は QVC四〇</p> <p>2 ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックスの部分品 CTSH又はQVC四〇</p> <p>CTSH又はQVC四〇</p>
------------------	--

第八八類

八八・〇一―八八・〇五	<p>CTSH又はQVC四〇</p>
-------------	--------------------

第八九類

八九・〇一―八九・〇八	<p>CTSH又はQVC四〇</p>
-------------	--------------------

第一八部

第九〇類

第九一類

九〇・〇一―一九〇・三三	CTSH又はQVC四〇
--------------	-------------

第九二類

九一・〇一―一九一・二二	CTSH又はQVC四〇
九一・三・一〇―一九一・三・二〇	CTH
九一・三・九〇	CC
九一・一四	CTSH又はQVC四〇

第一九部

第九三類

九二・〇一―一九二・〇九	CTSH又はQVC四〇
--------------	-------------

九三・〇一―一九三・〇七	C T S H 又は Q V C 四〇
--------------	---------------------

第二〇部

第九四類

九四〇一・一〇―一九四〇一・八〇	C T S H 又は Q V C 四〇
九四〇一・九〇	C C
九四〇二・一〇―一九四〇四・一〇	C T S H 又は Q V C 四〇
九四〇四・二一―一九四〇四・二九	C C
九四〇四・三〇	C T S H 又は Q V C 四〇
九四〇四・九〇	C C (第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)
九四・〇五―一九四・〇六	C T S H 又は Q V C 四〇

第九五類

九五・〇三―九五・〇八	CTSH又はQVC四〇
-------------	-------------

第九六類

九六・〇一	CC (第五類の材料からの変更を除く。)
九六〇二・〇〇―九六〇三・五〇	CTSH又はQVC四〇
九六〇三・九〇	CC
九六・〇四	CTSH又はQVC四〇
九六・〇五	CC
九六〇六・一〇―九六〇六・二二	CTSH又はQVC四〇
九六〇六・二九	CC
九六〇六・三〇―九六一八・〇〇	CTSH又はQVC四〇
九六・一九	CTH又はQVC四〇

九六・二〇

C T S H 又は Q V C 四〇

第二一部

第九七類

九七・〇一―九七・〇六

C T S H 又は Q V C 四〇